

平成21年4月14日  
株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業

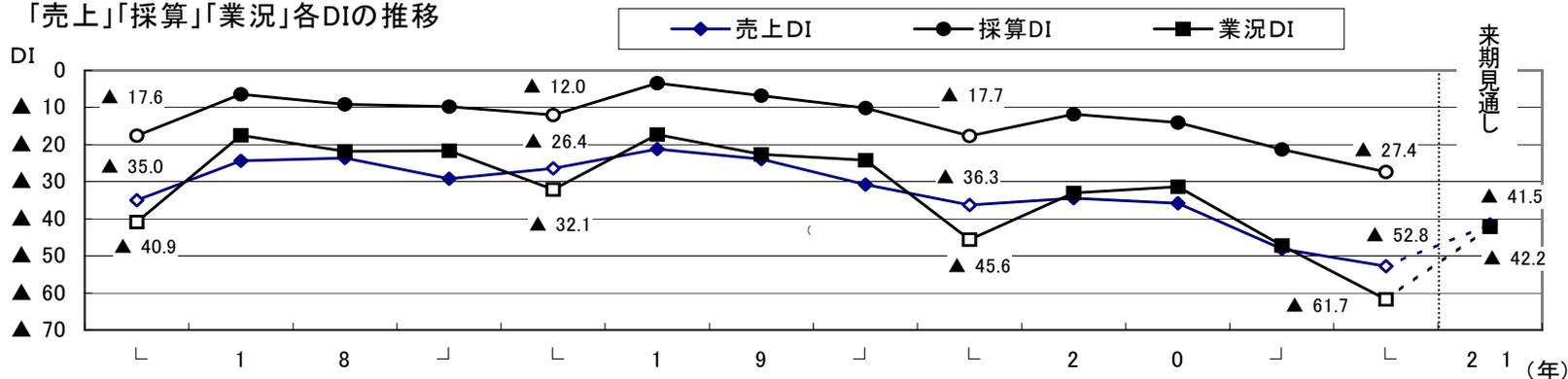
## 生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（平成21年1～3月期） — 飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの動向 —

### 1 景気動向 ～一段と厳しさを増す生活衛生関係営業の景況～

今期（平成21年1～3月期）の「売上」「採算」「業況」の各DIは、▲52.8（前期比4.7低下）、▲27.4（同6.1低下）、▲61.7（同14.5低下）となり、3項目全てで前期に引き続き大きく低下しており、「採算」「業況」DIについては平成9年4～6月期以降で最低の水準となりました。

景気後退による消費マインドの低迷が経営に一段と深刻な影響を及ぼしており、生活衛生関係営業の景況は、一段と厳しさを増しています。

「売上」「採算」「業況」各DIの推移

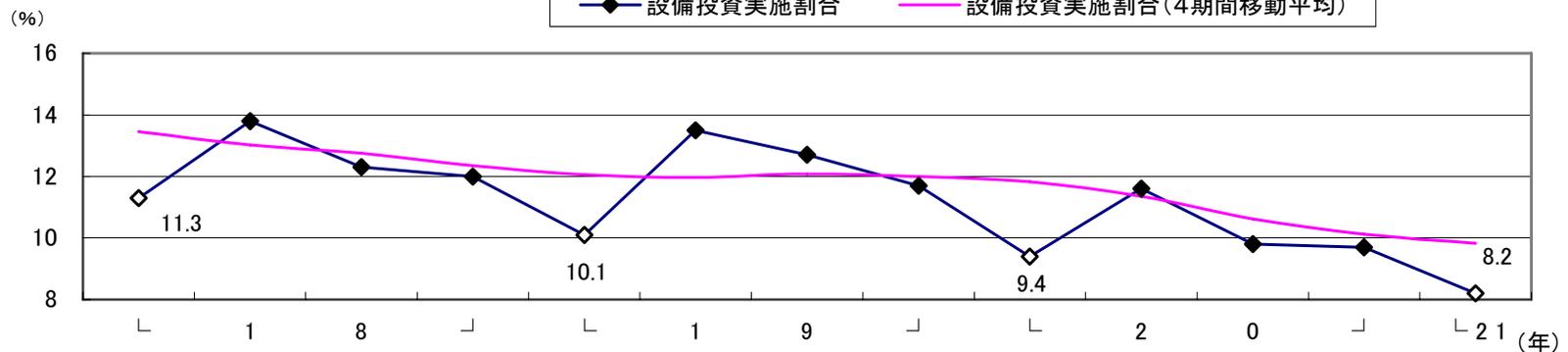


\* 四半期毎。数値付き白抜き記号は、各年1～3月期。

## 2 設備投資動向 ～冷え込む生活衛生関係営業の設備投資～

今期（平成21年1～3月期）に設備投資を行った企業の割合は8.2%と、前期（9.7%）に比べ1.5低下し、前年同期に比べても1.2下回っており、平成9年4～6月期以降で最低の水準となりました。4期間移動平均でみると、平成19年10～12月期以降、下降に転じてきていましたが、前々期の平成20年7～9月期から低下傾向が強まり、今期は更に低下しました。生活衛生関係営業の設備投資は冷え込んでいます。

設備投資実施割合の推移



\* 四半期毎。数値付き白抜き記号は、各年1～3月期。

調査時点 平成21年2月上旬  
 調査対象 生活衛生関係営業 3,220 企業  
 (飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、  
 ホテル・旅館業など)  
 調査方法 個別訪問面接調査

〈お問い合わせ先〉  
 日本政策金融公庫  
 国民生活事業本部  
 生活衛生融資部 調査課  
 担当 宮原  
 TEL 03-3270-1653

# ◇平成21年度生活衛生課予算等の状況(1)

## 一般会計

2,056百万円[1,797百万円]

### I 生活衛生営業対策

1,014百万円[1,057百万円]

#### <全国生活衛生営業指導センター事業>

413百万円[ 418百万円]

生活衛生関係営業の経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るため、都道府県生活衛生営業指導センター等に対する指導並びに全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合の自主的な活動に対する支援を引き続き実施するとともに、新たに、省エネルギー対策に向けた取組を推進する。

##### ・生活衛生振興助成費

230百万円[ 231百万円]

##### ・省エネルギー実施促進事業

11百万円[ 0百万円]

京都議定書を踏まえ、生活衛生関係営業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、代表店舗のモニタリングを実施し、業種毎の省エネルギー推進のためのガイドラインを作成する。

#### <都道府県生活衛生営業指導センター事業>

578百万円[ 609百万円]

生活衛生関係営業の経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生関係営業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の強化等を行う。

##### ・相談指導事業費

116百万円[ 107百万円]

##### 【改要求の内容】

本政策金融公庫等関係機関と情報交換し、重点的に支援すべき点を明らかにするとともに、中小企業診断士等専門化を招いて研修を実施し、経営指導員、経営特別相談員の能力向上を図るため、相談支援連絡協議会(仮称)を開催。

### II 生活衛生資金融資補給金

1,030百万円[ 725百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

(生活衛生対策 I + II )

2,045百万円[1,782百万円]

### III 建築物等環境衛生対策

11百万円[ 15百万円]

## ◇平成21年度生活衛生課予算等の状況(2)

### 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)

1 貸付計画額

1,750億円[1,750億円]

2 貸付制度の改善

(1) 振興事業貸付制度の改善

ア 振興計画に基づき営業を行う者に対する設備資金及び運転資金の貸付利率を引き下げる。

(ア) 設備資金：特別利率③ → 振興設備利率(仮称)

(イ) 運転資金：基準利率 → 特別利率①

イ 貸付後に振興計画に基づく事業を実施していないと認められた場合は、特別利率の適用を解除し、基準利率を適用する。

(2) 省エネルギー設備の対象品目に「太陽光発電設備」、「風力発電設備」を追加し、それに係る貸付利率を特別利率③に引き下げる。

# ◇平成21年度税制改正(1)

## 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

### 生活衛生関係業者等の事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長

関係税目：所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

対象：1)卸売業及び小売業(食肉販売業、食鳥肉販売業及び冰雪販売業)の業者  
2)サービス業(旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業及び興行場営業)の業者  
3)飲食店業の業者のうち生衛法に基づく振興計画の認定を受けた組合員

概要：一定金額※以上の事業基盤強化設備等を取得した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める特例措置

・機械装置：1台で280万円以上

・器具備品：1台で120万円以上(飲食店営業は、1台で120万円以上の電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他の電気又はガス機器)

## 共同利用施設の特別償却制度の適用期限の延長

### 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合(出資組合に限る)及び小組合

概要：生活衛生同業組合等が共同利用施設※を設置した際に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置

※ 共同利用施設

・ 共同冷凍庫

・ 研修施設

・ 共同配送用保冷車両

・ 研究施設

・ 共同特殊品処理工場

・ 移動研修車

・ 共同購入資材配送車両

・ 共同スポーツ施設

・ 共同特殊品保管庫

・ 共同調理炊飯施設 等

## ◇平成21年度税制改正(2)

### 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限の延長

#### クリーニング業等における公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

関係税目：所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

対象：クリーニング事業者

概要：公害防止用の特定設備※1を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置

※1 特定設備 1)テトラクロロエチレン※2排出防止装置を備えたドライクリーニング装置  
2)活性炭吸着回収装置(既存ドライクリーニング装置に装着する装置)

※2 テトラクロロエチレン ドライクリーニング溶剤として使用され、発ガン性等が疑われる物質。  
大気汚染防止法において、健康被害のある指定物質として規定されており、抑制基準の設定により排出抑制が図られている。

### 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限の延長

#### 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合、連合会

概要：通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置

### 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限の延長

#### 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得にかかる特別控除制度の適用期限の延長

関係税目：法人税、法人住民税、事業税

対象：組合、連合会

概要：留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することができる特例措置

# ◇生活衛生関係営業政策体系

生活衛生関係営業対策

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

経営基盤の安定

生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上

過当競争への対処

- ①適正化規程の設定及び認可(生衛法第9条)
- 料金又は販売価格及び営業方法の制限
- ②大企業との分野調整(分野調整法)

生活衛生関係営業経営実態調査の実施

税制上の措置(軽減税率等)

生活衛生同業組合、小組合、連合会に対する助成、その他の援助  
(生衛法第63条の2)

生活衛生営業指導センターに対する助成(生衛法第63条)

- 都道府県生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の3)
- 全国生活衛生営業指導センター(生衛法第57条の9)
- ①経営相談・指導 ②消費者の苦情処理
- ③標準営業約款(営業方法又は取引条件等)の設定
- ④講習会等の開催 ⑤情報の収集 ⑥各連合会等への指導

国による振興指針の策定

- ①厚生労働大臣は業種を指定して、営業の振興に必要な事項について、振興指針を定める(生衛法第56条の2)
- ②振興指針に基づき生活衛生同業組合は振興計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受ける(生衛法第56条の3) ↓地方厚生局に事務委任

日本政策金融公庫による融資

生活衛生同業組合による自主的活動の推進(生衛法)

- 生活衛生同業組合(生衛法第3条)
- 生活衛生同業小組合(生衛法第52条の4)
- 生活衛生同業組合連合会(生衛法第53条)

環境衛生監視員等により各業法に基づき行われる監視指導

- 理容師法・美容師法・クリーニング業法
- 興行場法・公衆浴場法・旅館業法

食品衛生管理責任者等による管理基準の遵守

# ◇生活衛生関係諸法の体系

## 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥飲食一般 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉  
⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

営業の振興の計画的推進

営業者の自主的活動の促進

経営の健全化の指導

